

## インドネシア政府による入国規制の変更（政府通達の発出）

令和4年3月4日（総22第22号）

在デンパサール日本国総領事館

●3月2日、インドネシア政府は外国人の入国規制を一部変更する通達を発出しました。

●2回目のワクチン接種を接種済みの場合、入国後の隔離期間が3×24時間に短縮されました。（注：ワクチン接種2回済みの者と3回（ブースター）済みの者に関して、政府指定ホテルでの隔離期間が3×24時間に統一されました。）

1. インドネシア政府の新型コロナウイルス対策ユニットは、3月2日付け通達（第9号）を発出し、外国人の入国に係る規制を一部変更する措置を発表しました。この措置は、同2日から適用され、追って定められる期限まで有効とされています。

2. 同通達による従来の規制からの主な変更点は以下のとおりです。

（1）入国後の政府指定ホテルでの隔離期間

2回目のワクチン接種を接種済みの場合、3×24時間に短縮し、入国後2回目のPCR検査は3日目に実施。

（※注：ワクチン接種回数に応じて、（3回（ブースター）済み）3×24時間又は（2回済み）5×24時間とされていた政府指定ホテルにおける隔離期間が、2回以上のワクチン接種済みである場合には、3×24時間に統一されました。統一前の入国隔離規制にあっては、2月17日付けの当館からのお知らせ（<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100303533.pdf>）を参照ください。）

3. インドネシアにおける新型コロナウイルス対策のための措置は、突然変更される可能性があります。入国措置についても、今後見直しが行われるおそれがありますので、邦人の皆様におかれても、最新の関連情報の入手に努めてください。